

東京都行政書士会八王子支部

東京行政書士政治連盟八王子支部

細則・内規

東京都行政書士会八王子支部

東京行政書士政治連盟八王子支部

## 目 次

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 東京都行政書士会八王子支部細則-----              | 1   |
| 東京都行政書士会八王子支部支部長選挙細則-----         | 7   |
| 東京都行政書士会八王子支部暴力団等排除対策委員会細則-----   | 1 7 |
| 慶弔金及び見舞金等に関する内規-----              | 2 0 |
| 退会者及び転出者に対する記念品の贈呈に関する内規-----     | 2 1 |
| 交通費等の支給に関する内規-----                | 2 2 |
| 市役所内会員名等掲示に関する内規-----             | 2 4 |
| 東京行政書士政治連盟八王子支部細則-----            | 2 6 |
| 東京行政書士政治連盟八王子支部交通費等の支給に関する内規----- | 3 0 |

## 東京都行政書士会八王子支部細則

### (根 拠)

第1条 東京都行政書士会（以下「本部」と称する。）会則第56条第1項により設けられた東京都行政書士会八王子支部の運営に必要な事項を、本部会則施行規則第26条第1項により、この細則で定める。

### (名 称)

第2条 本支部は、東京都行政書士会八王子支部（以下「支部」と称する。）と称する。

### (目 的)

第3条 支部は、会員相互の緊密な協力の下に品位の保持と社会的地位の向上に努め、常に業務改善進歩を図り、もって公共の利益と福祉の増進に寄与するとともに、本部との連絡調整を図ることを目的とする。

### (組 織)

第4条 支部は、八王子市及び日野市内に事務所を有する個人会員及び法人会員をもって組織する。

### (事務所)

第5条 支部の事務所は、支部長の指定する事務所内に置く。

### (事 業)

第6条 支部は、第3条に定める目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- 一 国民の生活向上と社会の繁栄及び進歩に貢献するための事業を行うこと。
- 二 支部会員の品位の保持と業務の改善進歩及び資質の向上を図るための事業を行うこと。
- 三 支部会員相互の親睦及び福利増進並びに連絡を図ること。
- 四 本部並びに関係官庁との連絡調整を図ること。
- 五 その他、支部において必要と認めた事項。

### (入 会)

第7条 本部に入会届を提出した個人会員及び法人会員は、その時より支部に所属する。

### (退 会)

第8条 本部に退会届を提出した個人会員及び法人会員はその時より、また、本部の会員名簿を抹消された者は、その時より支部を退会する。

### (会員名簿)

第9条 支部に会員相互の連絡のため、支部会員名簿を備える。

2 支部会員名簿には、次に挙げる事項を記載する。

- 一 個人会員は氏名、法人会員は法人の名称

- 二 登録番号・会員番号
- 三 住所並びに事務所所在地
- 四 電話番号・FAX番号

3 前項の支部会員名簿は、本部発行の会員名簿をもって代えることができる。

#### (役 員)

第10条 支部に次の役員を置く。

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 支 部 長 | 1 名             |
| 副支部長  | 5 名以内（内会計担当を含む） |
| 理 事   | 1 0 名以上 2 0 名以内 |
| 監 事   | 2 名以内           |

- 2 支部長は、理事のうち若干名を部長に選定することができる。
- 3 役員は、個人会員のうちから選任しなければならない。

#### (役員を選任)

第11条 支部長は、総会において個人会員の選挙によって選出する。他の役員は支部長が指名し、総会の承認を得なければならない。支部長の選挙については、東京都行政書士会八王子支部支部長選挙細則による。

#### (役員職務)

第12条 支部長は、支部を代表し、支部の業務を掌理する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 部長は、副支部長を補佐し、担当職務を統括する。
- 4 理事は、業務の執行を決定し、担当職務を掌理する。
- 5 監事は、支部の会計を監査する。

#### (役員任期)

第13条 役員の任期は、就任後の第2回目の定時総会の終結にいたるまでとする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、任期満了又は辞任した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
- 3 増員により新たに選任された役員の任期は、第1項ただし書きを準用する。

#### (会 議)

第14条 支部会議は、定時総会・臨時総会・理事会及び正副支部長会とする。

#### (総 会)

第15条 総会は、個人会員で構成し、定時総会及び臨時総会の2種類とし、支部長が招集する。

- 2 定時総会は、4月24日までに開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。
- 3 支部長は、個人会員の3分の1以上の会員から臨時総会招集の理由及び議案を記載した書面によ

り、臨時総会招集の請求があったときは、請求のあった日から1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 4 総会は、会員総数の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、出席者数の算定に当たっては、「出席者の議決に従う」旨を記載した書面を支部長に提出した個人会員の数を算入する。
- 5 支部の役員の過半数が、天災その他不可抗力又は感染症、伝染病の大規模な流行その他公衆衛生上の緊急事態等により、個人支部会員が当該支部の総会に出席することが著しく困難であると決定した場合は、当該個人会員は、電子情報処理組織を利用して音声と映像を送受信する方法により支部の総会に参加することができる。電子情報処理組織を利用して音声と映像を送受信する方法により参加した当該個人支部会員は、支部の総会に出席したものとみなす。
- 6 議決権を行使する者は、現に当該総会に出席している個人会員（前項により電子情報処理組織を利用して出席した場合を含む）のみとし、1名につき1個の議決権を有する。議決は出席した個人会員の過半数で決するものとし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

#### **（総会の決議事項）**

第16条 次に掲げる事項は、総会の議決を得なければならない。

- 一 支部細則の制定及び変更に関する事項
- 二 支部の決算及び予算に関する事項
- 三 支部役員・代議員の選任及び解任に関する事項
- 四 事業計画の企画及び報告に関する事項
- 五 その他、総会で審議することを理事会で決定した事項

#### **（理事会及び正副支部長会）**

第17条 理事会及び正副支部長会は、必要に応じ支部長がこれを招集する。ただし、理事会構成員の3分の1以上の者から会議の目的及び招集の理由を記載した書面による理事会招集の請求があったときは、支部長はこれを招集しなければならない。

- 2 理事会は、支部長及び副支部長並びに理事で構成し、理事会構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 理事会には、必要により相談役、監事の出席を求めることができる。

#### **（書面又は電磁的方法による決議）**

第18条 理事会の議決は、出席者の過半数により決するものとし、可否同数のときは支部長がこれを決する。

- 2 支部長は、特別の理由があるときは、書面又は電磁的方法により表決を求めることができ、この表決は理事会構成員の過半数により決するものとし、可否同数のときは支部長がこれを決する。この表決は、理事会の議決とみなす。
- 3 支部長は、前項の結果を理事会構成員に通知しなければならない。

#### **（理事会）**

第19条 削除

#### （代議員及び職務）

第20条 支部に代議員を置く。

2 代議員は、本部総会に出席し、その議決権を行使する。

#### （代議員の数及び選出）

第21条 代議員は、毎年4月1日現在の個人会員数を基準とし、個人会員10名につき1名の割合で、総会において選出する。ただし、個人会員の数に10名に満たない端数が生じるときは、その端数を四捨五入して選出する。

2 支部の定時総会の前日までに前年度の支部会費を完納していない個人会員は、代議員に選出されることができない。

3 支部長は、代議員の選出結果を4月25日までに本部会長に報告しなければならない。

#### （代議員の任期）

第22条 代議員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

#### （顧問及び相談役）

第23条 支部に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て支部長が委嘱し、その任期は、委嘱した支部長の在任期間とする。

#### （会議の通知）

第24条 総会を招集するときは、開催日の7日前までに、会議の目的たる事項・日時・場所を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

2 理事会は、その目的たる事項・日時・場所を理事会構成員に通知しなければならない。

#### （議 長）

第25条 総会の議長は、当該総会に出席している会員の推薦によって選出する。

2 理事会の議長は、支部長がこれに当たる。

#### （議事録）

第26条 総会及び理事会の議事経過並びにその結果について、議事録を作成しなければならない。

2 総会の議事録は、議長及び議事録署名人2名が署名押印して支部長が保管し、その写しを本部会長に提出しなければならない。議事録署名人2名は議長が指名する。

3 理事会の議事録は、支部長及び出席理事2名が署名押印し、支部長が保管するものとする。

#### （本部役員の出席）

第27条 総会には、必要に応じて本部役員が出席することができる。ただし、議決権を有しない。

#### （議 決）

第 28 条 総会及び理事会の議決は、出席者の過半数により決するものとし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

**(会計年度)**

第 29 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

**(予算及び事業計画)**

第 30 条 支部長は、翌年度の予算案と事業計画を作成し、定時総会開催日までに会員に送付しなければならない。

2 前項の規定による翌年度の予算案と事業計画、決算関係書類、事業報告書及び監査報告書その他総会議案資料の提供を電磁的方法により行うことができる。

**(支部の経費)**

第 31 条 支部の経費は、支部会費・本部交付金及び雑収入をもって充てる。

2 支部会費は、個人会員、法人会員とも 1 ヶ月 700 円とし、年度当初において 1 年分を納入するものとする。ただし、年度途中に入会した会員は、月割りとし入会時にその年度分を納入するものとする。

**(請求権)**

第 32 条 会員が退会又は死亡した場合は、本人又はその遺族は支部に対して何等の請求権を有しない。

**(交通費等)**

第 33 条 支部業務遂行上の必要により、役員又は会員が出張する場合は、別に定めるところにより交通費等を支給する。

**(財産の管理)**

第 34 条 支部の財産は、支部長が管理する。

**(慶弔金及び見舞金)**

第 35 条 会員より冠婚葬祭等の報告があった場合、慶弔金及び見舞金の贈呈については、別に定めるところによる。

**(その他)**

第 36 条 支部業務遂行上必要な内規等は、理事会において定めることができる。

**(支部会員権の停止)**

第 37 条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の決議により当該会員の会員権を停止させることができる。

- 一 毎年 5 月 1 日現在、支部会費を 12 ヶ月以上滞納し、督促されても納入しないとき。
- 二 正当な理由がないのに、支部の運営等に異議を唱え、又は誹謗・中傷する等、東京都行政書士

会会則第19条に定める行政書士としての品位を著しく損なう言動等をして、支部又は会員に迷惑を及ぼし、支部長から改めるよう諫言されてもこれを改めないとき。

- 2 前項の会員権を停止させる場合は、当該会員に対して弁明の機会を与えた上、理事会において出席役員の過半数により決し、可否同数のときは、支部長がこれを決する。
- 3 会員権を停止された会員は、総会における議決権を有しない。また、支部が発する各種文書、会報等の送付を受けることができず、支部が行う各種の事業等に参加することができない。
- 4 会員権が停止された会員が第1項第1号に該当しなくなったときは、直ちに復権を認める。第1項第2号の事由に該当しなくなったときは、次回開催の理事会の決議により決定する。会員権が復権しても、会員権が停止されている間の権利は遡及しない。
- 5 会員権の停止及び復権については、支部長から当該会員に対し、書面により通知する。

#### (暴力団等排除対策委員会)

第38条 支部に暴力団等排除対策委員会を置く。なお、運営については東京都行政書士会八王子支部暴力団等排除対策委員会細則による。

#### 附 則

この細則は、昭和55年10月20日から施行する。

昭和60年12月8日一部改正 即日施行

平成 4年4月18日一部改正 同年同月1日より施行

平成 5年4月10日一部改正 即日施行

平成 6年4月16日一部改正 即日施行

平成 7年4月15日一部改正 即日施行

平成 8年4月13日一部改正 即日施行

平成14年4月13日一部改正 即日施行

平成16年4月17日一部改正 即日施行

平成18年4月15日一部改正 即日施行

平成19年4月14日一部改正 即日施行

平成20年4月12日一部改正 即日施行

平成26年4月19日一部改正 平成26年6月12日施行

令和 3年4月17日一部改正 令和 3年5月21日施行

# 東京都行政書士会八王子支部支部長選挙細則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この細則は、東京都行政書士会八王子支部細則（以下「支部細則」という。）第11条の定めるところにより、支部長の選挙を公正に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

### (選挙権者)

第2条 支部に所属する個人会員を選挙権者とする。

2 前項の規定にかかわらず、支部細則により会員権が停止している者、選挙期日の属する月に入会した者は選挙権者から除外する。

### (候補者)

第3条 支部長候補者として立候補できる者は、選挙権を有する個人会員5名以上の推薦を得た個人会員のみとし、法人会員は含まないものとする。

2 第14条に定める届出の日の属する月の前月までの会費を届出の日までに完納していない者、支部細則により会員権が停止されている者は、候補者及び推薦者になることができない。

## 第2章 選挙管理委員会

### (選挙管理委員会)

第4条 支部において、選挙に関する事務を管理し執行するため選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (委員会の職務)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- 一 選挙の告示に関する事項
- 二 立候補及び立候補の辞退の届出の受理に関する事項
- 三 選挙広報の発行に関する事項
- 四 投票及び開票の管理に関する事項
- 五 当選者の確定に関する事項
- 六 選挙運動文書、図画の届出の受付に関する事項
- 七 細則違反に関する事項
- 八 選挙権者名簿に関する事項
- 九 事前説明会の開催に関する事項
- 十 その他選挙事務の管理及び執行に関する事項

### (委員の選任)

第6条 委員会の委員は、理事会において推薦された理事会構成員のうちから理事会の議決を経て、支部長が委嘱する。

### (委員会の組織)

第7条 委員会は、委員5名以内をもって組織する。

2 委員会に委員長1名を置く。

- 3 委員長は、委員のうちから互選する。
- 4 委員長は、委員会を代表してその事務を統括する。
- 5 委員長は、副委員長を指名することが出来る。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

#### (委員会の運営)

第8条 委員会は、委員長が招集する。ただし、最初の委員会は支部長が招集する。

- 2 委員会の議事は委員総数の3分の2以上が出席し、その過半数で決する。ただし、可否同数のときは、委員長が決する。
- 3 委員会の議決は文書によることができる。

#### (委員の任期)

第9条 委員の任期は、支部長選挙の終結のとき、または第29条の選考委員会が設置されたときまでとする。

- 2 任期途中に委嘱された委員の任期は、他の委員の残任期間と同様とする。

#### (委員の資格喪失)

第10条 委員が次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 候補者となったとき
- 二 推薦者となったとき
- 三 前各号に掲げる事由のほか、委員の過半数が適当でないと認め、かつ、理事会の議決を経たとき

#### (事前説明会)

第11条 委員会は、候補者になろうとする者に対して、事前説明会を開催することが出来る。

- 2 事前説明会の実施について必要な事項は、委員会で定める。

#### (選挙告示)

第12条 委員会は、選挙の実施が決定したときは、選挙期日の30日前までに次の事項を定めて、各選挙権者に通知しなければならない。

- 一 選挙期日及びその場所に関する事項
- 二 立候補の届出に関する事項
- 三 その他必要な事項

#### (選挙広報)

第13条 委員会は、選挙広報を選挙期日の10日前までに選挙権者に通知するものとする。

- 2 選挙広報には、候補者の氏名、生年月日、略歴及び所信を記載する。
- 3 前項のほか必要な事項は委員会で定める。
- 4 選挙広報は、候補者が1名以下の場合は発行しない。

### 第3章 立候補届等

#### (立候補の届出)

第14条 候補者になろうとする者は、次の書類を委員長に届け出なければならない。

一 立候補届（様式第1号）

二 立候補者推薦届（様式第2号）

2 前項の届出期間は3日間とし、告示をもって定める。

3 第1項の届出は、候補者または推薦者が郵送によることなく直接委員長に行わなければならない。

4 立候補者推薦届に記載する推薦者は、選挙権者5名以上とする。

5 立候補届及び立候補者推薦届を閲覧しようとする選挙権者は、所定の手続により委員会に申請するものとする。

#### （立候補の辞退）

第15条 候補者が立候補を辞退しようとするときは、選挙期日の10日前までに立候補辞退届（様式第3号）により、委員長に届け出なければならない。

#### （候補者の告示）

第16条 立候補の届出があったときは、委員長は第14条第2項の期間終了後、すみやかに候補者の氏名を告示しなければならない。

2 前条の辞退届出があったときは、直ちに当該候補者の氏名を告示しなければならない。

#### （候補者がいない場合の措置）

第17条 選挙期日において候補者が不在の場合は、第18条の規定にかかわらず本細則第5章に定める支部長選考の方法によって支部長を選出する。

### 第4章 投票及び開票

#### （選挙の方法）

第18条 選挙は、現に当該総会に出席している選挙権者による投票により行う。

2 投票は1人1票とし単記無記名とする。

3 投票に先立ち、議長は選挙に関する事項を宣言した後に議場を閉鎖し、以後の選挙事務は委員会が行うものとする。

#### （投票所）

第19条 投票所は、総会の議場内に設けなければならない。

#### （投票用紙）

第20条 委員会は、投票用紙を調整しておかななければならない。

#### （投票用紙の交付）

第21条 委員会は、投票所で所定の投票用紙を選挙権者に交付しなければならない。

#### （投票用紙の記載方法）

第22条 投票は、選挙しようとする者の氏名を記載して、定められた投票箱に投票するものとする。

#### (投票の締切)

第23条 委員会が投票を締切ろうとするときは、委員長からその旨を選挙権者に通告しなければならない。

#### (無効投票)

第24条 次の各号に掲げる投票は無効とする。

- 一 所定の投票用紙を用いなかったもの
- 二 委員会において被選挙権者が確認できなかったもの

#### (投票及び開票)

第25条 投票及び開票は、総会の議場若しくは委員会が定めた場所で委員会が行う。この場合、選挙権者のうちから、委員会が指名した2名の立会人が立ち会わなければならない。

#### (当選者の確定)

第26条 当選者の確定は、有効投票数の最高得票を得た者をもって当選者とする。

- 2 最高得票者が複数ある場合には、該当者にてくじ引きで当選者を決定する。この場合、くじ引きの方法については委員会が定める。

#### (無投票当選)

第27条 候補者が1名の場合は、投票を行わず無投票当選とする。

#### (開票結果の報告)

第28条 当選者が確定したときは、委員長は、当該総会に投票総数、有効無効の票数、当選者の氏名その得票数及び必要と認めた事項を報告しなければならない。

- 2 委員会は、当選者に対し当選証書を交付するものとする。

### 第5章 支部長選考の方法

#### (選考委員会)

第29条 第17条による支部長選考のため、当該総会に選考委員会（以下本条において「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員（以下本条において「委員」という。）は、当該総会に出席している相談役、支部長、副支部長、理事及び監事の全員（選挙権を有しないものを除く）とし、委員の互選により委員長を選出する。
- 3 委員会の議事は委員の過半数により決するものとし、可否同数の場合は、委員長が決する。
- 4 委員長は、支部長選考の結果を当該総会に報告しなければならない。

### 第6章 選挙運動の制限等

#### (選挙の倫理)

第30条 この細則に基づく選挙運動においては、公明正大を旨とし、会員としての品位を汚してはならない。

#### (選挙運動)

第31条 選挙運動とは、この細則に基づく投票につき依頼または誘導等の目的をもって行うす

すべての行為をいう。

- 2 選挙運動の期間は、第14条の届出をした日から選挙期日の前日までとする。
- 3 候補者は選挙運動に関し、これに関わる者がこの細則を遵守するよう監督するとともに、すべての責任を負うものとする。

(選挙運動文書、図画の届出等)

第32条 候補者(推薦者、支持者、後援会を含む。)は、選挙運動のための文書、図画を送付または配布しようとするときは、選挙期日の10日前までに、当該候補者の責任において、所定の方法により選挙運動文書の届出を委員会にしなければならない。

- 2 委員会は、正本の写しをもって副本を作成し、受付日及び受付順を確定するとともに、受付の事実のみを証する受付印を押印後、候補者に返却するものとする。
- 3 委員会は、第1項の届出があったときは、正本の写しを、すみやかに他の候補者に送付するものとする。

(禁止事項)

第33条 候補者及び会員は、選挙に関し、次の行為をしてはならない。また、会員以外の者にこれをさせてはならない。

- 一 選挙運動のための文書、図画に、虚偽または他人を誹謗中傷し、若しくは名誉を毀損するような事項を記載すること
- 二 候補者を誹謗中傷し、その他不正な手段で他人の当選を妨げること
- 三 選挙権者の自由な選挙権の行使を妨げること
- 四 委員会が別に定める以外の方法で文書、図画を送付、配布または掲示すること(電磁的方法を含む。)

(細則違反の申立)

第34条 第32条第3項により選挙運動文書の写しの送付を受けた候補者は、その文書、図画について、前条の規定に違反すると認めたときは、文書をもって、その事由を委員会に申し立てることが出来る。

- 2 会員は、本章の規定に明らかに違反すると思われる事実について、文書をもって、委員会に申立を行うことが出来る。

(細則違反の処置及びその公表)

第35条 前条の申立てをうけた委員会は、細則違反につき、出席委員の3分の2以上の同意を得て、文書による通告の処置を行うことができる。ただし、当該候補者に弁明の機会を与えなければならない。

- 2 前項の措置を受けた候補者については、その氏名、通告の内容及び回数を選挙期日当日に公表するものとする。ただし、委員会が必要と認めたときは、随時公表することができる。

(選挙権者名簿)

第36条 支部長は、選挙権者名簿を告示日までに委員会に提出しなければならない。

- 2 支部長は、前項の名簿に変更があった場合は、すみやかに文書をもって、委員会に通知しなければならない。
- 3 選挙権者名簿を閲覧しようとする会員は、所定の方法により委員会に申請するものとする。

4 候補者は、選挙権者名簿の写しの交付を、文書をもって、委員会に請求することが出来る。

## 第7章 就 任

(就 任)

第37条 被選任者は、委員会に支部長就任承諾書（様式第4号）を遅滞なく提出しなければならない。

## 第8章 補 則

(細則の改廃)

第38条 この細則の改廃は、総会の議決を経なければならない。

## 附 則

この細則は平成15年4月14日施行の東京都行政書士会八王子支部役員選任実施要領に関する内規の廃止に伴い、平成16年4月17日より即日施行とする。

平成18年4月15日一部改正、即日施行

平成20年4月12日一部改正、即日施行

令和 2年4月18日一部改正、即日施行

令和 6年4月20日一部改正、即日施行

様式第1号

東京都行政書士会八王子支部選挙管理委員会 御中

年 月 日

氏 名

職 印

立 候 補 届

下記のとおり支部長候補者として立候補を届け出ます。

記

氏 名

生年月日

以上

様式第2号

東京都行政書士会八王子支部選挙管理委員会 御中

年 月 日

立 候 補 者 推 薦 届

下記のとおり支部長候補の推薦を届け出ます。

記

候補者氏名

職 印

生年月日

---

推薦者氏名

1

印

2

印

3

印

4

印

5

印

6

印

7

印

様式第3号

東京都行政書士会八王子支部選挙管理委員会 御中

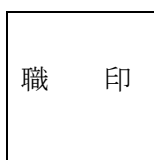
年 月 日

立 候 補 辞 退 届

年 月 日届け出ました支部長候補を次の理由により  
辞退いたしますので届け出ます。

(理 由)

氏 名



様式第4号

東京都行政書士会八王子支部選挙管理委員会 御中

年 月 日

氏 名

印

支 部 長 就 任 承 諾 書

年 月 日 東京都行政書士会八王子支部支部長に選任されましたので、  
その就任を承諾いたします。

## 東京都行政書士会八王子支部暴力団等排除対策委員会細則

### (設 置)

第1条 この細則は、東京都行政書士会暴力団等排除対策委員会規則の定めに基づいて、東京都行政書士会八王子支部暴力団等排除対策委員会（以下「支部委員会」という。）を設置し、支部委員会の運営について定める。

### (支部委員会)

第2条 支部委員会は、東京都行政書士会八王子支部（以下「支部」という。）内に置く。

### (目 的)

第3条 行政書士は、他人の依頼を受け、官公署に提出する書類、その他権利義務又は事実証明に関する書類及び契約その他に関する書類を作成し、関連する書類を官公署に提出することの代理及び契約等の書類を代理人として作成する等の代理並びに相談を業としており、国民の権利義務に関する極めて重要な社会的公共性の高い使命が課せられている。この高い使命と責務を全うするため、支部は、警視庁及び八王子市内、日野市内の警察署並びに公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター（以下「暴追センター」という。）の指導と緊密な連携の下、暴力団等の反社会的勢力（暴力団、特殊暴力グループ等）を排除し、行政書士業務の適正、万全を図ることを目的とする。

### (活 動)

第4条 支部委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 暴力団等反社会的勢力を排除するために必要な情報交換、研究及び研修等を実施する。
- 二 不当要求からの被害防止に必要な知識、技能を修得するため、支部会員に対し、東京都行政書士会、警視庁及び暴追センター共催の不当要求防止責任者講習を受講するよう働きかける。
- 三 行政書士の各種業務にかかる暴力団等反社会的勢力からの不当要求、不法介入行為等の排除を行うため、警察当局、暴追センターとの連携を図る。
- 四 暴力団等反社会的勢力から不当要求、不法介入行為を受けた会員、顧客、顧問先からの相談、これらに対処するための助言、指導を求められた場合において、警察当局、暴追センターとの連携を図る。
- 五 支部会員に対し、警視庁等が主催する暴力団等反社会的勢力の排除に関する各種行事に参加するよう働きかける。
- 六 チラシ、ポスター、その他の方法により、暴力団等反社会的勢力を排除するための広報啓発活動を実施する。
- 七 暴力団等反社会的勢力の排除に向けて、警視庁をはじめとする関係機関との連携強化を図る。
- 八 その他、支部委員会の目的を達成するために必要な各種活動を実施する。

### (委 員)

第5条 支部委員会は、次の委員によって構成される。

- 一 委員長 支部長をあてる。
- 二 副委員長 4名以内（副支部長の中から支部長が指名する者）
- 三 委員 若干名（副委員長以外の副支部長及び支部役員の中から支部長が指名する者）

#### （委員の任期）

第6条 委員の任期は、東京都行政書士会八王子支部細則第13条の「役員の任期」の規定に準ずる。ただし、最初の委員の任期は平成17年の支部定時総会終了の時までとする。

#### （相談役及び顧問）

第7条 支部委員会に若干名の相談役、顧問を置くことができる。

2 相談役は、八王子市内及び日野市内の警察署の関係者とする。

3 顧問は、暴力団等反社会的勢力の排除のため、適切な助言、指導が行える者とする。

4 顧問の任期は、前条の規定に準じる。

5 相談役の任期は、相談役が所属する警察署に在任する期間とし、人事異動等によって交代したときは、その後任者が警察署に在任する期間とする。

#### （委員の任務）

第8条 委員長は、支部委員会を代表し会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 委員は、支部委員会の議決に基づき、第3条記載の目的を達成するためのあらゆる活動を行う。

#### （会 議）

第9条 支部委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集して開催する。

2 会議には必要に応じて相談役、顧問が出席し、助言、指導をすることができる。

#### （守秘義務）

第10条 支部委員会委員及び支部会員は、支部委員会活動から得られた秘密事項を他に漏らしてはならない。

#### （事務局）

第11条 支部委員会に事務局を置くことができる。

#### （その他）

第12条 支部委員会の運営に必要な事項でこの細則に定めたもの以外は、東京都行政書士会暴力団等排除対策委員会規則によるほか、支部委員会が支部内規として別に定める。

附則（平成16年4月17日支部総会決議）

1 この細則は、平成16年4月17日から施行する。

2 委員会委員等

相 談 役 警視庁八王子警察署刑事組織犯罪対策課長

警視庁高尾警察署刑事組織犯罪対策課長

警視庁南大沢警察署刑事組織犯罪対策課長

警視庁日野警察署刑事組織犯罪対策課長

顧 問 支部長が支部相談役の中から推薦する。

委員長 支部長

副委員長 委員長が指名する副支部長（警視庁八王子警察署担当）

委員長が指名する副支部長（警視庁高尾警察署担当）

委員長が指名する副支部長（警視庁南大沢警察署担当）

委員長が指名する副支部長（警視庁日野警察署担当）

委員 上記以外の支部役員

3 平成18年4月15日一部改正 即日施行

平成20年4月12日一部改正 即日施行

平成23年4月16日一部改正 即日施行

平成25年9月14日一部改正 即日施行

平成26年4月19日一部改正 即日施行

## 慶弔金及び見舞金等に関する内規

### (目 的)

第1条 この内規は、東京都行政書士会八王子支部会員の慶弔及び長期疾病・災害罹災等に関し、慶弔金及び見舞金の贈呈に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (贈呈額)

第2条 会員に贈呈する慶弔金及び見舞金は、次の各号のとおりとする。

- 一 会員が勲章又は公的表彰を受けたとき (祝金1万円、又は1万円相当の記念品)
- 二 会員が結婚したとき (同 上)
- 三 会員が死亡したとき (香典2万円又は供花と香典)
- 四 会員の配偶者、父母、子供が死亡したとき (香典1万円)
- 五 削除
- 六 会員が1ヶ月以上疾病により入院したとき (見舞金5千円)
- 七 会員が天災又は災害に罹災したとき (その都度理事会で決定した金額)

### (祝賀会等)

第3条 前条第一号に該当する場合には、理事会の協議により、祝賀会等を行うことができる。

### (不適用)

第4条 本内規は、東京都行政書士会八王子支部細則第37条により、会員権を停止されている会員には適用しない。会員権が復権してもその権利は遡及しない。

### 附 則

この内規は、昭和60年12月8日から施行する。

昭和61年4月19日一部改正 同日施行

平成 8年4月13日一部改正 同日施行

平成18年4月15日一部改正 同日施行

平成20年4月12日一部改正 同日施行

## 退会者及び転出者に対する記念品の贈呈に関する内規

### (目 的)

第1条 この内規は、東京都行政書士会八王子支部（以下「支部」という。）に一定の期間在会していた会員が、退会又は転出した場合、記念品等の贈呈について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用の限度)

第2条 適用される会員の条件は、次の各号によるものとする。

- 一 10年以上支部の会員であったとき。
- 二 5年以上支部会員であって、かつ、その期間中支部又は東京都行政書士会の役員として一任期（2年）以上就任し、会務の運営等に貢献したとき。
- 三 その他、特に理事会で前号に準ずるものと認めたとき。

### (記念品の額)

第3条 贈呈する記念品の額は、次の各号の区分によるものとする。

- 一 支部の会員であった期間が5年以上10年までの間において、役員一任期（2年）以上の就任者。 記念品（1万円相当）
- 二 支部の会員であった期間が、10年以上15年未満の者。 記念品（1万円相当）
- 三 支部の会員であった期間が、15年以上20年未満の者。 記念品（1万5千円相当）
- 四 支部の会員であった期間が、20年以上の者。 記念品（2万円相当）

### (不適用)

第3条の2 本内規は、東京都行政書士会八王子支部細則第37条により、会員権を停止されている会員には適用しない。会員権が復権してもその権利は遡及しない。

### (その他)

第4条 本内規の運用に当たり、必要と認められる事情が生じたときは、理事会において協議することができる。

### 附 則

この内規は、昭和62年4月1日から施行する。

平成 8年4月13日一部改正 即日施行

平成20年4月12日一部改正 即日施行

## 交通費等の支給に関する内規

### （目 的）

第1条 この内規は、東京都行政書士会八王子支部（以下「支部」という。）の役員及び支部会員（以下「会員」という。）が支部の業務遂行上必要により出張する場合に支給する交通費等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （用語の意義）

第2条 「出張」とは、会員が支部の業務遂行上必要により、支部地域の内外で業務を遂行することで、支部長が認めたもの及び東京都行政書士会（以下「本部」という。）の行う総会・支部長会・本部役員会・委員会等に出席することをいう。

### （出張命令）

第3条 出張は支部長の発する出張命令によって行う。

2 出張命令は、文書等又は口頭をもって行う。

### （交通費等の算定）

第4条 交通費等は、別途理事会において定める日当交通費等支給基準により支給する。

ただし、本部及び支部役員が本部の会議に招集された場合に、本部で交通費を支給されたときは、支給しない。

2 関係機関、その他外部団体等主催の会議、研修会等に参加した場合において、主催者側より交通費等を支給されたときは、前項に拠らず、その額を支給する。

### （出張報告及び交通費等の請求）

第5条 出張した役員及び会員は、出張が完了したときは、すみやかに支部長に対し、出張報告をするとともに、交通費等を請求するものとする。

### （その他）

第6条 本内規によりがたい場合には、その都度理事会の決議により決定する。

### 附 則

本内規は、昭和60年12月8日から施行する。

平成 8年 4月23日一部改正 即日施行

平成20年 4月12日一部改正 即日施行

平成30年12月 1日一部改正 同日施行

東京都行政書士会八王子支部  
東京行政書士政治連盟八王子支部

| 日当交通費等支給基準  |    |            |            |                                                                                                                    |
|-------------|----|------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 分類          | 項番 | 支給事項       | 支給額基準      | 摘 要                                                                                                                |
| 大会・会議・行事関係  | 1  | 会議等への出席    | 2,500 円/人  | 役員会、理事会、幹事会、正副支部長会、多摩支部長懇話会（同行は4名を限度とする）等への出席者に支給<br>連続する会議等への参加により拘束時間中に昼食を要する場合には、昼食代は実費支給（上限 2,000 円、以下の昼食代も同様） |
|             |    |            | 3,500 円/人  | 会計監査出席者（監事、支部長、会計）に支給（昼食代は実費支給）                                                                                    |
|             | 2  | 会議・行事の運営   | 2,500 円/人  | 総会・定時大会、賀詞交歓会の受付係に支給                                                                                               |
|             | 3  | 会議・行事の運営   | 会費相当額      | 総会・定時大会の懇親会、賀詞交歓会の司会者・受付責任者に支給                                                                                     |
| 無料相談活動関係    | 4  | 相談員        | 3,000 円/人  | 基本半日単位で行われる相談会の相談員に支給                                                                                              |
|             |    |            | 4,500 円/人  | 基本全日にわたる相談会の相談員に支給（昼食代含む）                                                                                          |
| 事業部活動（共通）関係 | 5  | 各事業部の会議等   | 2,500 円/人  | 各事業部の会議の出席者に支給                                                                                                     |
|             |    | 会議費        | 実費         | 会議の喫茶代、他所訪問時の手土産等（要領収書添付）                                                                                          |
|             | 6  | 官庁挨拶回り     | 2,500 円/人  | 官庁挨拶回り出席者に支給（なお、昼食代も実費支給）                                                                                          |
|             | 7  | その他訪問      | 2,500 円/人  | 市役所や他土業との渉外、会議、パーティ、陣中見舞い等に出席・参加した者に支給（但し、1 日で3 カ所以上の訪問の場合は 3,500 円）                                               |
|             | 8  | 車両使用       | 2,500 円/台  | 車両 1 台を提供・運転した者に支給（但し、1 日で3 カ所以上の訪問等の場合は 3,500 円）                                                                  |
|             | 9  | 本部主催の会議等   | 無し         | 本部より日当等の支給がある場合                                                                                                    |
|             | 10 | 資料コピー      | 10 円/枚     | 外部印刷は実費（コピーと外注印刷の費用比較のこと）                                                                                          |
|             | 11 | 議事録作成      | 2,500 円/人  | 総会・大会・理事会等の議事録の作成者に支給                                                                                              |
|             | 12 | その他の作業     | 2,500 円/人  | 概ね半日以内で行われる作業について支給（要予算計上）                                                                                         |
|             | 13 |            | 3,500 円/人  | 半日を超える作業について支給（要予算計上）                                                                                              |
|             | 14 | 研修講師謝礼     | 30,000 円/回 | 行政書士が講師をする場合（支部研修旅行等の講師謝礼は 3 万円を限度に定める）に支給（研修部）                                                                    |
|             | 15 |            | 50,000 円/回 | 行政書士以外に研修講師を委嘱するときは、上限 5 万円以内で理事会で定める（要事前承認）（研修部）                                                                  |
| 年度末支給関係     | 16 | 削除         | —          | —                                                                                                                  |
|             | 17 | 事務所費       | 5,000 円/人  | 正副支部長に支給                                                                                                           |
|             | 18 | 事務処理費      | 10,000 円/人 | 正副支部長及び各事業部の責任者に支給                                                                                                 |
|             | 19 | 名簿管理       | 10,000 円/年 | 名簿管理担当者に支給                                                                                                         |
|             | 20 | 市民相談事務費    | 5,000 円/年  | 市民相談の事務担当者に支給                                                                                                      |
|             | 21 | 実務応答電話対応手当 | 2,500 円/月  | 実務応答電話対応者に支給                                                                                                       |

- 1、この支給基準は支部細則「交通費等の支給に関する内規」第 4 条第 1 項に基づき定めた。
- 2、この支給基準をもとに予算を作成し、総会で承認された予算の範囲内で日当交通費等を支給する。  
但し、予算の執行状況をみて減額することがある。

当基準は、平成 11 年 6 月 12 日より施行する。

|         |     |      |    |         |      |      |    |              |
|---------|-----|------|----|---------|------|------|----|--------------|
| 平成 12 年 | 3 月 | 4 日  | 改定 | 平成 24 年 | 3 月  | 10 日 | 改定 | 同年 4 月 1 日施行 |
| 平成 13 年 | 7 月 | 7 日  | 改定 | 平成 24 年 | 12 月 | 1 日  | 改定 | 即日施行         |
| 平成 14 年 | 4 月 | 13 日 | 改定 | 平成 30 年 | 12 月 | 1 日  | 改定 | 即日施行         |
| 平成 15 年 | 4 月 | 12 日 | 改定 | 平成 31 年 | 3 月  | 16 日 | 改定 | 即日施行         |
| 平成 17 年 | 5 月 | 25 日 | 改定 | 令和 元年   | 5 月  | 11 日 | 改定 | 即日施行         |
| 平成 21 年 | 4 月 | 22 日 | 改定 | 令和 7 年  | 7 月  | 9 日  | 改定 | 即日施行         |
| 平成 23 年 | 9 月 | 10 日 | 改訂 |         |      |      |    |              |

## 市役所内会員名等掲示に関する内規

### （目的）

第1条 この内規は、八王子・日野両市役所内への東京都行政書士会八王子支部（以下「支部」という。）会員名等の掲示（以下「会員名掲示」という。）に関し、その運用等を定めることを目的とする。

### （会員名掲示の資格）

第2条 会員名掲示を希望し、以下の各号に該当する者はその資格を有する。

- （1） 個人の支部会員
- （2） 法人の支部会員

### （欠格事由）

第3条 以下の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定に関わらず会員名掲示の資格を有しない。

- （1） 支部細則第37条第1項の定めにより支部会員権を停止された者
- （2） 行政書士法第14条の規定による懲戒処分を受け、当該処分終了から2年を経過しない者
- （3） 支部理事会により、会員名掲示の資格を有しないと判断された者

### （会員名掲示事項・場所）

第4条 会員名掲示事項については、以下の各号のとおりとする。

- （1） 名称（個人会員の場合は個人名・法人会員の場合は法人名）
  - （2） 事務所の所在地
  - （3） 電話番号
- 2 前項に関わらず、各市役所の意向等により掲示事項の一部が制限される場合がある。
- 3 本条に定める掲示事項の掲示場所は、各市役所の指示に従うものとする。

### （申請手続等）

第5条 会員名掲示は、第2条に定める資格を有する者が、支部が定める方法による申請手続により行うものとする。

### （会員名掲示の削除・変更）

第6条 支部会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員名掲示資格を失い、掲示事項を削除するものとする。

- （1） 会員名掲示の希望しなくなったとき
  - （2） 第3条に定める欠格事由に該当したとき
  - （3） 支部を退会したとき
  - （4） その他、支部理事会が削除することが適当と判断したとき
- 2 前項の定めにより掲示事項を削除した場合には、掲示されていた物品等について会員に対して返還しないものとする。
- 3 本条第1項の定めにより削除された者であっても、本条第1項各号にすべて該当しなくなった場合は再度第5条の申請をすることができる。
- 4 事務所移転、改姓等により掲示事項に変更が生じた場合には、支部が定める方法による申請手続により行うものとする。

(費用負担)

第7条 会員名掲示に関する費用は有料とし、手数料の額・支払方法は支部理事会で決定する。

2 前条第3項に基づき再度申請をする者からは、前項の費用を再度徴収する。

3 前条第4項による変更の際の費用については本条第1項に関わらず別途支部理事会で決定する。

(会員名掲示の事務)

第8条 本内規に定める会員名掲示に関する事務は、支部総務部において行う。

2 本内規に定める事務等の頻度は以下の各号のとおりとする。

(1) 掲載申請受付手続(第5条) 年1回

(2) 掲載事項削除手続(第6条第1項) 年1回

(3) 掲載事項変更手続(第6条第4項) 年1回

3 前項に関わらず、緊急性のある事務については随時行うものとする。

(その他)

第9条 会員名掲示に関する事項で、本内規に定めがない場合は支部理事会において決定する。

附 則

令和元年7月13日より施行する

本内規の施行に伴い、「市役所内会員名掲載内規」(平成24年7月7日施行)および「東京都行政書士会八王子支部・市役所内会員名簿掲載申込要領」(平成24年7月7日施行)を廃止する。

令和7年3月15日一部改正 同日施行

## 東京行政書士政治連盟八王子支部細則

### (名 称)

第1条 本支部は、東京行政書士政治連盟八王子支部と称する。

### (目 的)

第2条 本支部（以下「支部」という。）は、会員相互の緊密な協力により、行政書士制度の確立と円滑な行政に寄与するための政治活動を行うとともに、東京行政書士政治連盟（以下「東政連」という。）との連絡調整を図ることを目的とする。

### (組 織)

第3条 支部は、八王子市内及び日野市内に事務所を有し、かつ、東政連に加入している個人会員をもって組織する。

### (事 務 所)

第4条 支部の事務所は、支部長の定める事務所に置く。

### (事 業)

第5条 支部は、第2条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 行政書士業務の発展充実を図るための政治活動
- 二 地方議員・首長の候補者の推薦
- 三 推薦候補者の選挙支援活動
- 四 東政連との連絡調整
- 五 その他支部において必要と認めた事項

### (役 員)

第6条 支部に次の役員を置く。

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 支 部 長 | 1 名             |
| 副支部長  | 5 名以内（内会計担当を含む） |
| 幹 事   | 5 名以上 20 名以内    |
| 監 事   | 2 名以内           |

### (役員を選任)

第6条の2 支部長は、支部の大会において個人会員の中から選任する。

2 他の役員は、支部長が指名し、大会の承認を得なければならない。

#### （役員の委嘱及び報告）

第7条 支部において選任された役員のうち支部長については、東政連会長が委嘱し、その他の役員については、支部長が委嘱する。

2 支部長の選出結果については、支部長が東政連会長に報告する。

#### （役員の職務）

第8条 支部長は、支部を代表し支部の業務を統括する。

2 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 幹事は、職務の執行を決定し、担当職務を掌理する。

4 監事は、支部の会計を監査する。

#### （役員の任期）

第9条 支部役員の任期は、東京都行政書士会八王子支部の役員の任期と合わせ、就任後第2回目の定時大会の終結のときまでとする。

2 役員が任期満了又は辞任した場合には、その後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

3 期の途中において選任された役員の任期は、他の役員の残任期間と同様とする。

#### （役員会）

第10条 役員会は、必要に応じ支部長がこれを招集する。

2 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。

3 役員会の議決は、出席者の過半数により決するものとし、可否同数のときは支部長がこれを決する。

4 支部長は、特別の理由があるときは、書面又は電磁的方法により表決を求めることができ、この表決は役員会構成員の過半数により決するものとし、可否同数のときは支部長がこれを決する。この表決は、役員会の議決とみなす。

5 支部長は、前項の結果を役員会構成員に通知しなければならない。

6 役員会には、必要により相談役、監事の出席を求めることができる。

#### （代議員の数及び選出）

第11条 代議員は、毎年4月1日現在の会員数を基準とし、10名につき1名の割合で支部大会において選出する。ただし、会員数に10名に満たない端数が生じたときは、その端数を四捨五入して選出する。

2 支部の大会前日までに前年度の東政連会費を完納していない会員及び東京都行政書士会八王子支部細則第37条により会員権を停止されている会員は、代議員に選出されないものとする。

- 3 支部長は、代議員の選出結果を4月25日までに東政連会長に報告しなければならない。

#### (代議員の職務)

第12条 代議員は、東政連大会に出席し、その議決権を行使する。

#### (代議員の任期)

第13条 代議員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

#### (支部大会の種類)

第14条 支部の大会は、定時大会及び臨時大会の2種類とする。

- 2 定時大会は、毎年4月24日までに開催し、臨時大会は必要に応じ開催するものとする。
- 3 支部大会は、会員総数の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、出席者数の算定に当たっては、「出席者の議決に従う」旨を記載した書面を支部長に提出した会員の数を算入する。
- 4 支部の役員の過半数が、天災その他不可抗力又は感染症、伝染病の大規模な流行その他公衆衛生上の緊急事態等により、会員が当該支部の大会に出席することが著しく困難であると決定した場合は、当該支部会員は、電子情報処理組織を利用して音声と映像を送受信する方法により支部の大会に参加することができる。電子情報処理組織を利用して音声と映像を送受信する方法により参加した当該会員は、支部の大会に出席したものとみなす。
- 5 議決権を行使する者は、現に当該支部大会に出席している会員（前項により電子情報処理組織を利用して出席した場合を含む）のみとし、1名につき1個の議決権を有する。

#### (大会の決議事項)

第15条 次に掲げる事項は、大会の議決を得なければならない。

- 一 事業報告の承認及び事業計画に関する事項
- 二 決算の承認及び予算に関する事項
- 三 支部細則の変更に関する事項
- 四 支部役員の選任に関する事項
- 五 その他会務に関する重要な事項

#### (議 決)

第16条 支部大会及び役員会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

**(会計年度)**

第 17 条 支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

**(支部の経費)**

第 18 条 支部の経費は、東政連の交付活動費をもって充てる。

**(支部会費)**

第 19 条 支部会費は、徴収しないものとする。

**(顧問及び相談役)**

第 20 条 支部に顧問及び相談役を置くことができる。

**附則**

この細則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

平成 8 年 4 月 13 日一部改正 同日施行

平成 18 年 4 月 15 日一部改正 同日施行

平成 19 年 4 月 14 日一部改正 同日施行

平成 20 年 4 月 12 日一部改正 同日施行

平成 23 年 4 月 16 日一部改正 同日施行

令和 3 年 4 月 17 日一部改正 令和 3 年 5 月 25 日施行

## 東京行政書士政治連盟八王子支部交通費等の支給に関する内規

### (目 的)

第1条 この内規は、東京行政書士政治連盟八王子支部（以下「支部」という。）の役員及び支部会員（以下「会員」という。）が、支部の業務遂行上必要により、出張する場合に支給する交通費等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 「出張」とは、会員が支部の業務遂行上必要により、支部地域の内外で業務を遂行することで、支部長が認めたもの及び東京行政書士政治連盟（以下「本部」という。）の行う大会・支部長会・委員会等に出席することをいう。

### (出張命令)

第3条 出張は、支部長の発する出張命令によって行う。

2 出張命令は、文書等又は口頭をもって行う。

### (交通費の算定)

第4条 交通費は、別途幹事会において定める日当基準により支給する。ただし、本部及び支部役員が本部の会議に招集された場合に、本部で交通費を支給されたときは、支給しない。

2 関係機関、その他外部団体主催の会議、研修会等に参加した場合において、主催者側より交通費等を支給されたときは、前項に拠らず、その額を支給する。

### (出張報告及び交通費の請求)

第5条 出張した会員は、出張が完了したときは、速やかに支部長に対し、出張報告をするとともに、交通費等を請求するものとする。

### (その他)

第6条 本内規によりがたい場合には、その都度支部長が決定する。

### 附 則

本内規は、平成8年4月23日から施行する。

平成20年4月12日一部改正 即日施行

平成31年3月16日一部改正 即日施行